

バーゼル III の最終化と邦銀への影響

佐々木 百合

1. はじめに

バーゼル規制は国際的な銀行規制である。そのバーゼル規制は現在 3 段階目となるバーゼル III が最終化され、各国が適用をはじめている段階にある。本稿は、バーゼル III の導入によって邦銀の行動が変化するのか、その方向性は邦銀にとって良いものなのかどうかを検証することを最終目的として、バーゼル III の最終化によって日本の銀行が受ける影響について考察する。

第 2 節では、バーゼル III についてその特徴を明らかにする。第 3 節ではバーゼル III の日本の銀行への影響について考察する。第 4 節ではそのなかでも特にその影響が注目される資本フロア規制の影響について、バーゼル I の研究を参照しながら説明する。第 5 節では結論を述べる。

2. バーゼル III 最終化

バーゼル III は、2008 年のグローバル金融危機を契機にバーゼル II を改定する形で策定された国際的な銀行規制である。その目的は、金融シス

テム全体の安定性を向上させることであり、銀行のリスク管理能力を強化し、システミックリスクの発生を抑制することにある。本節ではまず、バーゼル III の特徴を説明する。

(1) 自己資本比率の算出方法の改善

バーゼル III において最も重要な改革の一つは、自己資本比率の計算の改善である。従来のバーゼル II ではリスク計測モデルの複雑さが問題視されていたが、バーゼル III では資本の質と量の両面から抜本的な見直しが行われた。具体的には、普通株式等 Tier1 (CET1) 資本比率を最低 4.5% に設定し、損失吸収力の高い資本の割合を増加させた。さらに、追加的な資本バッファとして「カウンターシクリカル・バッファ」「G-SIBs バッファ」「資本保全バッファ」が導入された。カウンターシクリカル・バッファは景気循環に応じて 0~2.5% の範囲で資本を蓄積する仕組みであり、景気変動のショック緩和を目的とする。G-SIBs バッファはグローバルシステム上重要な銀行 (G-SIBs) に 1.0~3.5% の追加資本を課すもので、巨大銀行のリスク軽減を図っている。資本保全バッファは CET1 比率に 2.5% を上乗

せする。総自己資本比率は最低 8.0% とされているが、これらのバッファを考慮すると実質的な必要水準は 10.5～13.5% に達する。

(2)レバレッジ比率規制の導入

リスク計測モデル依存の限界を補完するため、バーゼル III ではレバレッジ比率規制が新たに導入された。この規制は、リスク調整を伴わない単純な指標として設計されており、Tier1 資本が総エクスポージャー額の 3% 以上であることを義務付ける。レバレッジ比率は、複雑なリスク計算モデルに依存せずに過剰なレバレッジの拡大を抑制する役割を果たす。特に、リスクウェイト計算の差異による国際的な不均衡を是正し、銀行間の比較可能性を高める効果が期待されている。この規制と資本フロア規制は、国際的にリスクウェイトの評価基準がかなり異なることが明らかになったことで設けられたものといえる。

(3)資本フロア規制の導入

レバレッジ比率規制と同様に、内部モデルを用いたリスク計測のばらつきを是正するため、資本フロア規制が導入された。この規制は、標準的手法で算出したリスク加重資産の 72.5% を下限として、内部モデルによる計算結果がこれを下回る場合は標準化モデルの適用を義務付ける。これにより、銀行が内部モデルを悪用して自己資本比率を人為的に高める行為を防止し、資本の質と透明性を向上させることが期待されるが、一方でこの規制はいくつかの問題点をはらんでおり、それについては後述する。

(4)流動性規制の強化

2008 年のグローバル金融危機では流動性リスクが金融システムを深刻に脅かした。これを受け、

バーゼル III では流動性リスク管理の枠組みが大幅に強化された。具体的には、短期的な流動性リスクに対応する「流動性カバレッジ比率 (LCR)」と、長期的な資金安定性を確保する「安定調達比率 (NSFR)」が導入された。LCR は、30 日間のストレス環境下で必要となる純キャッシュアウトフローを高品質流動性資産 (HQLA) で 100% 以上カバーすることを求める。HQLA には現金や国債など市場で容易に換金可能な資産が指定され、銀行の即時的な支払能力を担保する。一方、NSFR は 1 年以上の安定的な調達資金が所要調達額を 100% 以上上回ることを要求し、長期的な資金運用のミスマッチを解消することが期待される。

(5)ストレステストと情報開示の強化

バーゼル III では、銀行の健全性評価プロセスが強化された。定期的なストレステストの実施が義務付けられ、極端な経済シナリオ（例：株価暴落や失業率急増）における損失吸収力を評価する。これに加え、資本構成やリスクエクスポージャーに関する詳細な情報開示が求められる。例えば、CET1 資本の内訳や流動性リスク管理の具体的な手法を公開し、市場参加者や監督当局による監視を強化する。これにより、銀行の経営陣はリスク管理に対する説明責任を果たすことが期待される。

(6)システミックリスクへの対応

(1)でも述べたように、システミックリスクに対処するため、バーゼル III では「グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIBs)」の概念が導入された。G-SIBs は国際的な金融システムに与える影響が大きい銀行として指定され、追加的な資本バッファ (1.0～3.5%) が課される。各国の G-SIBs についても同様に、国内金融システムの安

定性を考慮した追加規制が適用される。例えば、日本のメガバンクは G-SIBs に指定されており、通常の基準値を超える資本水準が求められる。

(7) オフバランスシート項目の見直し

従来の規制では過小評価されがちだったオフバランスシート項目のリスク計測が精緻化された。具体的には、信用変換係数 (CCF) の見直しが行われ、保証や信用状などのオフバランスシート取引がより厳格にリスク加重資産に反映される。これにより、銀行が表外取引を通じてリスクを隠蔽する行為を防止し、資本の適正化を図っている。

(8) デリバティブ取引のリスク管理

デリバティブ取引に関するリスク管理が強化され、標準化された取引については中央清算機関 (CCP) を通じた清算が義務付けられた。非中央清算取引については、初期担保と変動担保の双方を厳格に管理するよう要件が引き上げられた。これにより、デリバティブ取引に伴う相手方リスク (カウンターパーティリスク) の低減が図られている。

以上のような特徴をもつバーゼル III は 2013 年から段階的に導入されている。各国の監督当局が国内規制に反映させ、国内銀行の円滑な適応を支援している。移行期間中は銀行の経営陣が新規制への対応策を策定し、システム改修や資本増強を進める時間的余裕が与えられている。

3. バーゼル III の日本の銀行への影響

本節では、バーゼル III の及ぼす日本の銀行への影響について説明する。前述のようにバーゼル III はそもそもグローバル金融危機を受けてつく

られることになったものである。当時バーゼル II を導入し終わったばかりの日本にとっては、アメリカなどバーゼル II の導入に至っていない国もあったなかで、またあらたにバーゼル規制が大きく改正されることに対して疑問に思うところもあったはずだ。一方で、たとえバーゼル II が世界的に導入されていたとしても、リーマンショックが防げたわけではないだろうということが明らかになり、規制の改革に向かわなければならないといった状況だった。

バーゼル III の導入が邦銀の行動にもたらす影響については佐々木 (2010) 佐々木 (2011) など論じている。それらで指摘している問題について説明すると以下のようにまとめられる。

(1) 貸し渋り問題 (クレジットランチ問題)

貸し渋りとは、バーゼル規制によって銀行が本来貸し出していたであろう金額よりも少なく貸出をすることを指す。これについてはバーゼル I 導入時から多くの研究が行われ、実証的にその発生が確認されている。しかし、そもそもバーゼル規制は自己資本に対するリスク資産を制限するものであり、リスクが高まる際に資産を圧縮するのは当然である。したがって、規制による健全性向上が貸出減少の影響を上回れば問題とはいえない。またこの問題はバーゼル規制そのものの問題であり、バーゼル III に特有のものではない。

(2) 規制の複雑さ

バーゼル規制はもともと複雑であったが、問題解決の過程でさらに難解になり、バーゼル III では膨大な量の規制文書が作成され、金融機関はこれに従うために多大なるコストを支払っている。バーゼル III 固有の問題としては、後に詳しく説明するが、内部モデルを利用した手法と標準的手

法の両方で計算した規制値を示さなければいけないなど、コストは大きくなるばかりである。一部の研究では、シンプルなレバレッジ比率を示すだけで十分であり、莫大なコストをかけて複雑な規制値を算出する必要はないと指摘されている。

(3) プロシクリカリティ

バーゼルⅠやバーゼルⅡでは、規制が景気変動を増幅させるプロシクリカリティが問題視されてきた。バーゼル規制では、リスクウェイトの均一性が不良債権処理を困難にし、優良企業の貸出が先に抑制される問題を引き起こした。このため、バーゼルⅡではリスクウェイトを格付けに連動させたが、今度は貸出全体が景気変動の影響を受けやすくなった。バーゼルⅢでは、プロシクリカリティを抑えるため、カウンタープロシクリカル・バッファを導入したが、たしかに規制値に余裕があるほうが影響はでにくいものの規制そのもののハードルが上がるだけで解決方法としては疑問が残る。

(4) 金融当局による裁量的政策

日本ではバーゼル規制導入当初から、裁量的ともいえるその場限りの対応が行われてきた。代表的な施策には、有価証券含み益の算入、劣後債の発行、土地再評価益の活用、公的資金投入、繰延税金資産の算入などがある。これらの施策は、貸出増加に一定の効果をもたらしたと実証研究で示されている。これらの裁量政策は国際的に統一された規制が日本に合わない部分を補完するために設けられているととらえることもできる。バーゼルⅢも運用上、日本の銀行のみに多大なる影響がでてしまうなどという問題が生じれば、裁量的な政策で対応せざるをえないと考えられる。

これらの問題を踏まえたうえで、次の節では、

バーゼルⅢの最終化で明らかになった資本フロア規制の日本の銀行への影響について説明する。

4. 資本フロア規制の影響

2節と3節で説明したように、資本フロア規制とレバレッジ比率規制が導入された背景には国際的な内部モデル手法の適用のばらつきがある。バーゼルⅢ最終化で詳細が明らかになった資本フロア規制は計算コストを上昇させるうえに、日本の銀行特有の問題点を引き起こすことも懸念される。

4-1. 資本フロア規制が導入された背景

バーゼルⅡが導入されてしばらく時間がたつと、各国におけるリスクウェイトの基準があまりにも違うのではないかといったことが問題視され始める。2012年にはそれに対応するためにバーゼル委員会は「バーゼルⅢ規制との整合性評価プログラム」(BaselⅢ Regulatory Consistency Assessment Program: RCAP)を開始した。Regulatory Consistency Assessment Programme (RCAP) - Analysis of risk-weighted assets for credit risk in the banking book (2016) は、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)が、信用リスクに関するリスク加重資産(RWA)のばらつきを分析するために実施した研究である。分析対象である世界の100以上の主要銀行について、内部格付手法(IRB)を用いた信用リスクのRWA算出を分析した。たとえば、図1は、リスクウェイトのばらつきを示している。右にいくほど保守的にリスクウェイトを高く評価していることを示している。RWAのばらつきの原因については、銀行ごとのリスク特性の違いが主因だが、監督当局の判断や銀行のリスク測定手法の違いも影響している

ことなどが指摘された。

これに対応するために、バーゼル III 最終化では、資本フロア規制が導入された。しかし、日本の銀行、特にメガバンクは貸出先が相対的に優良であり、リスクウェイトが低いことから資本フロア規制に抵触し、標準的手法で計算した比率が使われる可能性がある。標準的手法はバーゼル I のときとくらべると格付けを用いてある程度リスク感応的になっているとはいえ、依然としてリスクウェイトが荒いことでの問題が懸念される。また、日本特有の問題として、無格付けの貸出先への貸出しが多く、その場合はたとえ優良企業であっても、格付けがないことからリスクウェイトが高めに設定される可能性がある。

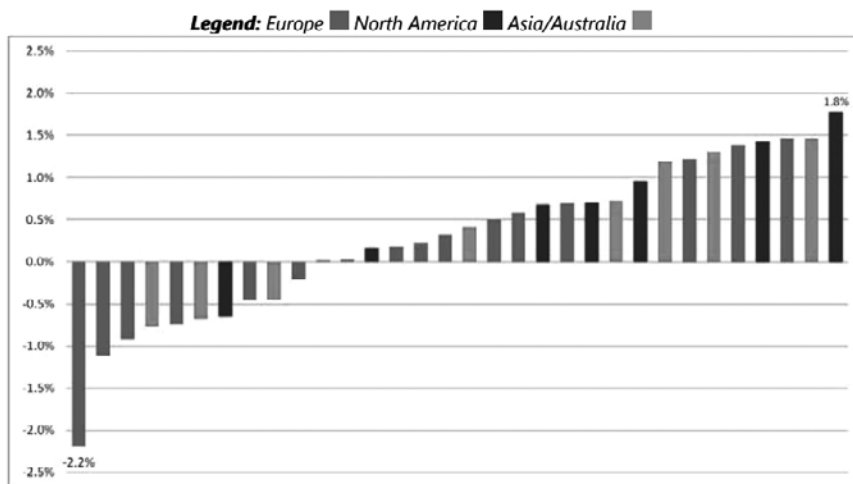
4-2. バーゼル I の経験

バーゼル I ではリスクウェイトの設定が大まかであったために、優良な企業も不良な企業も同じリスクウェイトで評価されてしまうという問題が

あった。Sasaki (2014) では、1990 年代には、自己資本比率規制導入と不良債権問題という二つの大きなショックが発生したが、この二つの大きなショックが銀行にどのような影響を与えたのか、という問いに答えるために実証分析を行っている。そこでは特に、民間企業への貸出のリスクウェイトが等しく 100% だったことで、銀行は、優良企業であれ、不良企業であれ、自己資本比率規制において 100% ウェイトであることにかわりはなく、つぶれそうな企業に貸出を続けることで、不良債権の顕在化を遅らせた可能性を指摘した。これは、部分的に追い貸しと言われた行動とも重なるところがあり、ゾンビ企業を生むことになったと指摘されている。

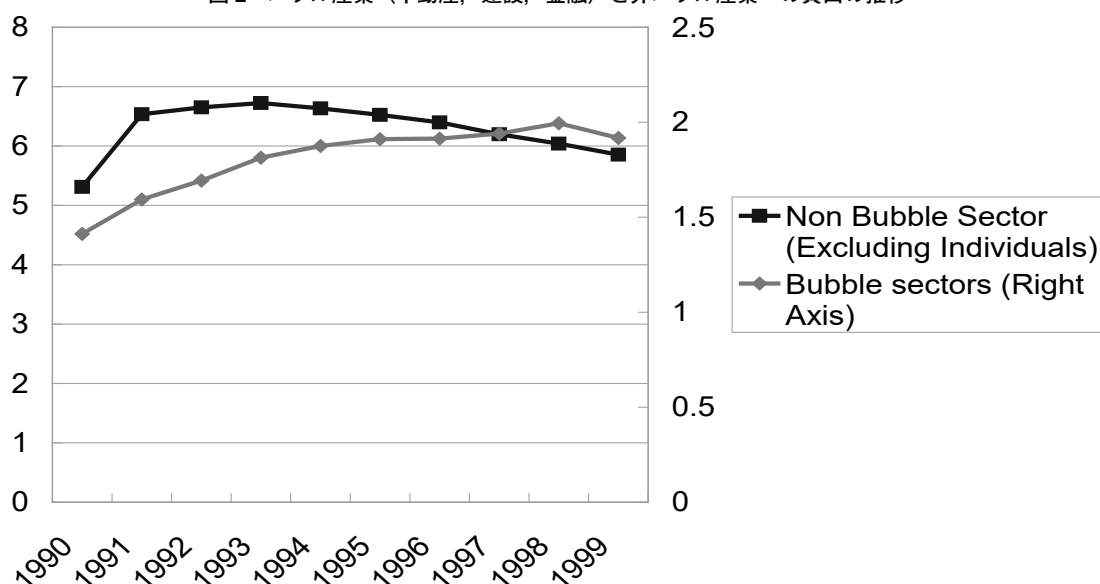
図 2 は、バブル産業（不動産、建設、金融）と非バブル産業への貸出の推移を示しているが、バブル崩壊後に非バブル産業への貸出しが減少しているのに対して、バブル産業（不動産、建設、金融）への貸出しは増加していることがわかる。

図 1 RCAP (2016) より
Chart 1: Impact of Risk Weight variation on capital ratios



Change from 10% capital ratio if individual bank risk weights from the HPE are adjusted to the median from the sample. Each bar represents one bank. The chart is based on the assumption that variations observed at each bank for the hypothetical portfolios are representative for the entire sovereign, bank, and corporate portfolios of the bank and are adjusted accordingly. No other adjustments are made to RWA or capital.

図 2 バブル産業（不動産、建設、金融）と非バブル産業への貸出の推移



出所：Ito and Sasaki (2002)

表 1 推定結果

	BIS		NPL	
Manufacturing	0.152	**	-0.023	**
Construction	0.002		-0.001	
Wholesale and retail trade	0.036		-0.026	**
Finance and insurance	0.307	**	-0.066	**
Real estate	0.002		-0.006	
Transport and	0.198	**	-0.033	**
Services	-0.057		-0.014	**
Individuals	0.349	**	0.012	*
Small companies	0.138	*	-0.004	

出所：Ito and Sasaki (2002)

表 1 は各産業への貸出が自己資本比率の影響を受けたかどうかを検証した結果を示している。データは 1990-1999 年の 85 の銀行のものであり、以下の式を推定した。

$$dL_{ijt} = a + b \cdot dBIS_{it} + c \cdot dNPL_{it} + d \cdot dGDP_{jt} + e \cdot dProf_{jt} + u_{it}$$

(L は貸出, BIS は自己資本比率, NPL は不良債権, GDP は GDP, Prof は利益, i は銀行, j は産

業, t は時間 (年) を示す)

この結果をみると、ほとんどの産業で自己資本比率が下がれば貸出も減少しているのに対して、建設・不動産といった産業についてはその影響がみられない。つまり、これらの産業のなかにはバブル崩壊で不良債権を多く抱えたリスクの高い企業が多くのいたにもかかわらず自己資本比率規制の影響を受けておらず、その原因として、リスク

ウェイトが等しかったことがあげられる。

このような企業貸出のリスクウェイトが等しく 100%であることが様々な問題をもたらしたため、バーゼル II ではリスクウェイトの改革がなされて、内部格付けをすることが認められ、リスクに応じたリスクウェイトが付けられることになった。資本フロア規制によって標準的手法を使うことになれば、同じような問題が発生する可能性があるだろう。

5. 結論と展望

本論文では、バーゼル III とその最終化について解説し、特に日本の銀行への影響について考察した。今後バーゼル III 導入が完了したらデータ分析によってこれらの影響がどのように出るのかを明らかにしたい。

参考文献

- Ito, Takatoshi and Yuri N. Sasaki (2002) "Impacts of the Basle Capital Standard on Japanese Banks' Behavior"・2002.9・Journal of the Japanese and International Economies, Vol.16,
- BCBS (2016) Regulatory Consistency Assessment Programme (RCAP) - Analysis of risk-weighted assets for credit risk in the banking book.
- Yuri Sasaki (2014) The disclosure of non-performing loan prevented banks' evergreening policy? : Lessons from Japanese banks' experiences, Keizai Kenkyu, No.147, The society of Economics, Meiji Gakuin University.
- 佐々木百合 (2010)「バーゼル III にみる 3 つの問題点」金融ジャーナル 2010 年 12 月号
- 佐々木百合 (2011)「自己資本比率規制の邦銀への影響」『研究所年報』28 号明治学院大学産業経済研究所
- 佐々木百合 (2020)「バーゼル III が銀行行動に与える影響」(研究課題 6 国際銀行規制の問題点と邦銀への影響—バーゼル III の理論実証分析—) 研究所年報 第 37 号 (2020 年 12 月) 明治学院大学産業経済研究所